

倉敷市土地改良事業測量作業規程

倉敷市土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和6年3月22日付国国地160号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「倉敷市」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「倉敷市」と、それぞれ読み替えるものとする。

公共測量作業規程変更承認書

倉敷市長 殿

令和 6 年 6 月 5 日付けで変更申請のあった倉敷市土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 6 年 6 月 21 日

国土交通大臣

